

# 令和8年度ドローン関連個別商談会出展事業費補助金 応募要領

## I 申込み方法

### 1 受付期間

令和8年4月21日（火）～令和8年5月29日（金）17:00

### 2 提出書類

- ・ドローン関連個別商談会出展事業認定申請書（第1号様式）
- ・添付書類（1）事業計画書（第2号様式）
- ・添付書類（2）収支予算書（第3号様式）
- ・添付書類（3）賃金増加率試算表（第4号様式）※賃上げ枠のみ

### 3 応募の方法

- （1）「4 提出・問合せ先」のe-mail アドレスに必要書類を送付してください。なお、送付した際は、必ず電話でご連絡ください。
- （2）事業認定申請書様式等は、大分県庁ホームページからダウンロードできます。  
大分県庁ホームページ「組織からさがす」⇒「商工観光労働部 先端技術挑戦課」⇒「令和8年度  
関連個別商談会出展事業費補助金の募集について」

### 4 提出・問合せ先

大分県 商工観光労働部 先端技術挑戦課（大分県ドローン協議会事務局）津下  
〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号  
電話：097-506-2477  
e-mail アドレス：a14290@pref.oita.lg.jp

### 5 注意事項

- （1）事業認定申請書の作成にかかる費用は応募者の負担になります。
- （2）応募いただいた添付資料等は返却しません。
- （3）採択された事業については、概要を大分県ドローン協議会及び県のホームページ等で公開することがあります。

## II 事業の概要

### 1 事業の目的

大分県ドローン協議会（以下「協議会」という。）会員のビジネス交流への参加及び販路開拓・拡大の支援することにより、ドローン等に関連する会員の新たな取組を加速させ、産業の育成を図る。

なお、「ドローン」とは、UAV（無人航空機）の他、UGV（無人地上車両）、USV（無人水上車両）ROV（遠隔操作型の無人潜水機）及びUUV（自律型無人潜水機）を含みます。

### 2 補助対象者

次の条件を満たすこと。

- ① 協議会の会員であること。
- ② 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ）又は暴力団（同法第2条2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

### 3 支援内容

協議会会員がビジネス交流及び販路開拓を行うため、国内外で開催される展示商談会等への出展に係る経費の一部を補助します。

### 4 補助対象経費

補助対象となる経費は次のとおりです。

(補助金の交付決定後に支出するもので、年度内に補助事業に関して支出する経費に限ります。)

#### 別表 (第3条関係)

経費区分	内容
①出展費	展示会等の主催者に支払う出展小間料、ブース使用料その他出展に直接要する経費等
②装飾費	ブース装飾、パネル・ポスター・看板の制作、展示物の設営等、出展ブースの装飾及び展示に要する経費等
③その他経費	上記に掲げるもののほか、補助事業の実施に直接必要な経費であって、特に必要と認められる経費

### 5 補助となる事業期間、補助額、補助率及び採択件数

出展区分	通常枠	賃上げ枠
補助事業期間	交付決定後 ～ 令和9年2月19日まで	
補助額	30万円以内	40万円以内
補助率	1/2以内	2/3以内
採択予定件数	2件程度	1件程度

## 6 審査基準及び配点

審査基準は、以下の項目を考慮して選定する。

No.	審査項目	評価の視点	配点
1	出展目的の明確性	出展の目的（販路開拓、新規市場開拓等）が明確であり、事業展開に資する内容となっているか	15
2	展示会との適合性	展示会選定理由が明確であり、展示会の来場者層と出展内容が適合しているか	15
3	出展内容の充実度	展示する製品・サービスの特徴やPR方法が具体的で、来場者への訴求力が期待できるか	20
4	ターゲット設定	想定ターゲットが明確であり、商談につながる可能性が高いか	10
5	事業展開の発展性	展示会で得た成果を今後の販路拡大や新分野展開などに結び付ける計画があるか	15
6	期待される効果	商談件数や顧客獲得など、具体的な成果目標が設定されているか	10
7	協議会への波及効果	出展成果の共有や会員企業との連携など、協議会全体への波及効果が期待できるか	10
8	出展経験・新規性	過去の出展実績を踏まえ、本補助事業により新たな販路開拓や挑戦が期待できるか	15
9	働き方改革等 (加点項目)	大分ワーク・ライフ・バランス推進優良企業表彰の受賞の有無	2
		くるみん認定またはプラチナくるみん認定の有無	2
		しごと子育てサポート企業の認定の有無	2
		中小企業等経営強化法に基づく経営革新計画の承認の有無	2
		価格転嫁の円滑化に関する「パートナーシップ構築宣言」企業の有無	2
		事業継続力強化計画の認定の有無	2
合計			122

### **Ⅲ 審査方法**

提出された申請書類について、事務局において審査を行い、あらかじめ定めた審査項目に基づき総合的に評価の上、補助対象者を採択します。

なお、必要に応じて申請内容に関する確認やヒアリングを行う場合があります。

審査結果については、後日申請者に通知します。

### **Ⅳ 採択された場合の留意点**

- 1 必要に応じて、進捗状況の報告をしていただくとともに、現地訪問のうえ進捗状況を確認させていただくことがあります。
- 2 補助金交付申請を受けて、協議会が行う補助金の交付決定以降に支出した経費のみが、補助金の交付対象となります。
- 3 補助事業に要した経費については、証拠書類（見積書、発注書、納品書、領収書等）、現物等による執行の確認を行いますので、証拠書類及び補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を整備したうえで、補助事業完了後5年間保管していただきます。
- 4 補助金は原則精算払とします。
- 5 補助事業により設置した構築物や取得した備品等については、一定期間はその処分が制限されます。
- 6 補助事業の成果については、実績報告により協議会に報告してもらうほか、必要に応じてデータ等の提出に協力していただきます。提出された成果については、協議会が実施する事業において、これを活用することを承諾していただきます。
- 7 補助事業終了以降に、普及啓発のためにご協力をお願いすることがあります。（協議会ホームページでの紹介、セミナー等での事例発表など）
- 8 その他「ドローン関連個別商談会出展事業費補助金交付要綱」「大分県補助金等交付規則」等の規程に従っていただきます。

## V 事務手続きの流れ

